意見の申出の骨子

滋賀県人事委員会

意見の申出のポイント

平成 21 年 6 月の期末・勤勉手当について国の措置(支給の一部凍結)に準じた措置を講じること。

国における措置の内容等

国(人事院)は、平成 21 年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の結果に基づき、暫定的な措置として平成 21 年 6 月期の期末・勤勉手当を 0.2 月分を凍結することを勧告

(凍結内容)

職員	現行	凍結後			凍結分		
		計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当
一般職員	2.15月	1.95月	1.25 月	0.70月	0.20月	0.15月	0.05月
特定幹部職員	2.15月	1.95月	1.10月	0.85月	0.20月	0.10月	0.10月

人事院が行った報告および勧告を踏まえ、本県においても、国家公務員に対する国の特例措置に準 じて所要の措置を講ぜられることが適当。

(参考)

1 平成 21 年 6 月期の期末・勤勉手当モデル例

(単位:円)

職階	年齢	扶養親族	凍結措置前	凍結措置後	影響額
主事	25 歳	独身	445,000	404,000	41,000
主任主事	30 歳	配偶者	547,000	496,000	51,000
主査	35 歳	配偶者、子一人	690,000	625,000	65,000
副主幹	40 歳	配偶者、子二人	781,000	708,000	73,000
主幹	45 歳	配偶者、子二人	940,000	852,000	88,000
課長補佐	50 歳	配偶者、子二人	1,008,000	914,000	94,000
課長	55 歳	配偶者、子二人	1,188,000	1,077,000	111,000
部長	58 歳	配偶者	1,576,000	1,430,000	146,000

- 注1 大学卒上級採用者を例に、現行条例上支給されることとなる基本給、扶養手当および地域手当を基礎に算出しています。
 - 2 支給額については、千円未満を切り捨てています。

2 過去 10 年間の期末・勤勉手当の年間支給月数の推移

年度	国	滋賀県
平成 11 年度	4.95 月	4.95 月
平成 12 年度	4.75 月	4.75 月
平成 13 年度	4.70 月	4.70 月
平成 14 年度	4.65 月	4.65 月
平成 15 年度	4.40 月	4.40 月
平成 16 年度	4.40 月	4.40 月
平成 17 年度	4.45 月	4.45 月
平成 18 年度	4.45 月	4.45 月
平成 19 年度	4.50 月	4.50 月
平成 20 年度	4.50 月	4.50 月

注 ただし、滋賀県については、平成 19 年度・平成 20 年度において給与抑制措置により上記の月数から 0.025 月分減額して支給されています。